

資料 1

第 13 回市民検討会議の意見の整理について

ワークショップの意見と修正案

第 3 章 協働

第 17 条 (協働のまちづくりの推進)

提言書検討資料の条文案(たたき台)	第 13 回会議で決定した修正案	修正案
第 17 条 市民、市議会及び市は、お互いに尊重し合い、それぞれの特性を理解し合い、及び補完し合いながら、協働のまちづくりを積極的に推進するものとします。	第 17 条 市民、市議会及び市は、 お互いを理解し、知恵と力を出し合い ながら、協働のまちづくりを積極的に推進するものとします。	(修正案) 第 17 条 市民、市議会及び市は、 地域の公共的課題をより効果的に解決していくため 、お互いを理解し、知恵と力を出し合いながら、協働のまちづくりを積極的に推進するものとします。 全体を見直したときに、どうして、何のために協働による取り組みが必要なのかを明らかにする必要がありますと考え、修正案のとおり修正します。

【規定の必要性と基本的な考え方】の修正点

- 1 **自主自立のまちづくりを進め、地域の公共的な課題をより効果的に解決していくため**、まちづくりの主体である市民、市議会と市は、それぞれの役割や特性について相互理解を深め合い、知恵と力を合わせて、協働のまちづくりを積極的に推進していくことを明らかにしています。(以下、修正なし)

第 4 章 市民参画

第 25 条 (住民投票)

提言書検討資料の条文案(たたき台)	第 13 回会議 各グループの意見	修正案
第 25 条 市長は、市民の生活にかかわる極めて重要な事項について、市民に直接その意思を問う必要があると認める場合は、住民投票を実施することができます。		(修正なし)
2 市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。		(修正なし)
3 住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度条例で定めます。	第 25 条第 3 項で、「住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度条例で定めます」の中に、議会の議決が必要な旨の表現を加えた方が良い。	(修正案) 3 住民投票の実施に関し必要な事項は、 事案ごとに、その都度市議会の議決を経て 、条例で定めます。 ：議会の議決を経ることを明記することは、議会の権限や必要な手続きを明らかにするために必要と考えます。また修正に対応して、「その都度」という表現は明確ではないため、「事案ごとに」という表現を追加しています。

【規定の必要性と基本的な考え方】の修正点

- 3 住民投票の実施については、対象となる事案について、テーマごとの適格性や投票要件、実施方法など、さまざまな観点から検討を加える必要があることから、市議会での十分な議論を経て、それぞれの事案ごとに**その都度**条例で必要な事項を定めることとしています。

第 5 章 情報共有

第 26 条 (情報の共有)

提言書検討資料の条文案(たたき台)	第 13 回会議 各グループの意見	修正案
第 26 条 市民、市議会及び市は、市民参画と協働のまちづくりを推進するため、相互にまちづくりに関する情報を提供することにより、その情報の共有に努めるものとします。	表現が回りくどい。表現を簡略化してはどうか。「情報を提供することにより、その」という表現を削除した方が良い。 第 1 項と第 3 項では「努めるものとします」、第 2 項では「努めなければなりません」と表現されているが、もう少し強い表現でも良いのではないかと。強制するのではなく柔らかな表現のままで良い。	(修正案) 第 26 条 市民、市議会及び市は、市民参画と協働のまちづくりを推進するため、相互にまちづくりに関する情報を 収集し、提供し合う ことにより、情報の共有に努めるものとします。 ：どのようにして情報共有に努めるのかを明らかにするため、「情報の提供」という意味合いを明記した方が良いと考えます。また、第 3 項を削除したことにより、「情報の収集」という意味合いを第 1 項に加えています。さらに、回りくどい表現を簡略化し、修正案のとおり修正します。
2 市は、まちづくりの課題等を的確に把握するための情報の収集に努めなければなりません。	情報の共有に当たって、市や市民が何をすべきかが第 2 項と第 3 項で明確に区分されていて、分かりやすい。	(修正案) 2 市は、 地域の公共的課題 等を的確に把握するための情報の 収集と適正な情報管理 に努めなければなりません。 ：修正意見はありませんでしたが、第 2 条の「まちづくり」の定義に合わせ、表現を「地域の公共的課題」に修正しています。また、第 27 条第 3 項を削除し、この項に表現を追加しています。
3 市民は、市が提供するまちづくりに関する情報を積極的に収集するように努めるものとします。	第 1 項の情報の共有と規定が重複している。第 3 項を削除してはどうか。 第 1 項の内容に含まれるため、あえて規定する必要はないのではないかと。第 3 項を削除してはどうか。	(削除) ：第 1 項と規定が重複しているというご指摘もありましたので、第 1 項に「情報を収集し」という表現を規定することにより、この項を削除します。
	第 27 条第 2 項の修正意見を参照。	(追加) 3 市は、 まちづくりに関する 情報を市民が容易に得られるよう情報提供の 仕組みを整備し、適切な時期及び方法により、市民に分かりやすく情報提供するよう努めなければなりません 。 ：第 27 条第 2 項の条文を修正し、第 26 条に移動して追加します。

【規定の必要性と基本的な考え方】の修正点

- 1 協働の取り組みを進めていくうえで、パートナー同士が持つ情報を相互に共有することは、たいへん重要です。市民、市議会と市が相互に情報の収集や提供を行い、情報の共有化に努める必要性を明らかにしています。
- 2 市は、情報の共有とともに市民の意思を反映した市民主体のまちづくりを進めていくため、市政全般にわたる市民の意向の把握や地域の公共的課題などの情報収集に努める必要があります。また、情報公開や情報提供される情報が、正確で適切な内容でなければならないことから、市は、適正な情報管理に努めることが必要です。
- 3 情報の共有を推進するため、市は、情報提供の仕組みを整備して、市民が必要ときに容易にまちづくりに関する情報を手に入れることができるようにすることが大切です。そして、その内容に応じた適切な時期に、また適切な方法で情報を分かりやすく市民に提供し、理解を深めてもらうよう努めることが必要です。

第27条（情報の公開及び提供）

第27条（情報公開）

提言書検討資料の条文案(たたき台)	第13回会議 各グループの意見	修正案
(情報の公開及び提供) 第27条 市は、まちづくりに関する情報を適切な時期及び方法により積極的に公開しなければなりません。	趣旨を明確にする。「市は、まちづくりに関する情報を」という表現の前に、「燕市情報公開条例に基づき」という表現を加えた方が良い。 第1項と第2項で同様の内容になっている。 第27条については市側の情報の公開について限定し、情報公開に特化した条文にしてはどうか。「市は、まちづくりに関する情報を迅速かつ分かりやすく公開しなければなりません」と修正した方が良い。	(修正案) (情報公開) 第27条 市は、 <u>燕市情報公開条例(平成18年燕市条例第11号)に基づき、市が保有する情報を市民の求めに応じて公開しなければなりません。</u> ：意見のとおり燕市情報公開条例に基づいて情報を公開することを明らかにします。 ：第1項と第2項で内容が同様の意味合いとなっているため、条文を整理し、第27条を市の情報公開制度に特化し、条文を修正します。
2 市は、適正でわかりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう情報提供の充実を努めなければなりません。	「迅速かつ容易に」など、「かつ」という表現が気になる。また、「情報提供の充実」という表現は、共有のプロセスや制度を充実するという意味だと思いが回りにくいように感じる。 第1項から第3項までを一つにまとめるなど、もう少し整理して規定した方が良い。 「適正でわかりやすい情報」を「市政運営に関する情報」に変更してはどうか。また、「分かりやすい情報」を提供する表現も残すべき。 第2項は情報の提供の部分になる。第26条の「相互にまちづくりに関する情報を提供する」という部分にまとめるか表現を追加することで、第2項は削除した方が良い。	(削除) 2 削除(第26条第3項に移動) ：修正意見に基づき、条文を整理します。 ：情報提供については第26条と重複しており、第26条第3項に移動することで、第2項を削除します。
3 市は、前2項の情報が正確かつ適切な情報であるよう管理しなければなりません。	情報を管理するという内容であるが、第2項と内容を一つにまとめてはどうか。 情報の管理の部分になるため、このまま規定しておいた方が良い。	(削除) 3 削除 ：第26条第2項の「適正な情報管理」、第26条第3項の「情報提供の仕組みを整備」という表現の部分に包含して規定し、条文をまとめることにより、第3項を削除します。

【規定の必要性と基本的な考え方】の修正点

- 1 (修正なし)
- 2 削除(第26条第3項の解説に統合します)。
- 3 削除(第26条第2項の解説に統合します)。

第28条（個人情報の保護）

提言書検討資料の条文案(たたき台)	第13回会議 各グループの意見	修正案
第28条 市は、まちづくりに関する情報の提供及び共有に当たり、市民の権利及び利益が侵害されることのないよう、必要な措置を講じなければなりません。	趣旨を明確にする。「必要な措置を講じなければなりません」という表現の前に、「燕市個人情報保護条例に基づき」という表現を加えた方が良い。	(修正案) 第28条 市は、 <u>市が保有する情報の提供及び公開に当たり、市民の権利及び利益が侵害されることのないよう、燕市個人情報保護条例(平成18年燕市条例第12号)に基づき、必要な措置を講じなければなりません。</u> ：修正意見のとおり燕市個人情報保護条例に基づくことを明確にすることで、必要な措置の内容を明らかにします。また、前条の規定に合わせ文言を修正しています。

【規定の必要性と基本的な考え方】の修正点

- ・ (修正なし)

第29条（説明責任及び応答責任）

提言書検討資料の条文案(たたき台)	第13回会議 各グループの意見	修正案
第29条 市は、政策等の立案、決定、実施、評価及び改善の各過程において、その経過、内容、効果等を市民にわかりやすく説明するよう努めなければなりません。	「分かりやすく」という表現が、以降の条文の随所に入っている。分かりやすいということを全体的な部位にかける条文に規定して、個別の条文の分かりやすいという表現を削除してはどうか。	(修正案) 第29条 市は、政策等の立案、決定、実施、評価及び改善の各過程において、その経過、内容、効果等を市民に <u>分かりやすく説明しなければなりません。</u> ：情報は相手にきちんと伝わらなければ意味がありません。くどいようですが、個々の条文で「分かりやすさ」を規定することで、各条文でどのような対応が求められるのかなど、市の姿勢を明確にします。また、説明する「責任」を規定している部分であることから、「しなければなりません」という表現に修正しています。

2 市は、まちづくりに関する市民からの意見、要望、質問等に対し、速やかに、かつ、適切に応答するよう努めなければなりません。		(修正なし)
---	--	--------

【規定の必要性と基本的な考え方】の修正点

1・2 (修正なし)

第6章 市政運営

第30条(総合計画)

提言書検討資料の条文案(たたき台)	第13回会議 各グループの意見	修正案
第30条 市は、個性豊かで持続可能な地域社会を実現するため、市政運営の総合的な指針として総合計画を策定し、計画的な市政運営を行わなければなりません。	総合計画は一番大事な計画であるが、市民の意見を取り入れることを規定することで收拾がつかないということも考えられる。市民の関わり方が入っていないため、市民の意見を参考にするような規定を加えてはどうか。 「個性豊かで持続可能な地域社会を実現するため」という表現は、総合計画の理念となる表現であるため、この条例での規定は不要である。削除した方が良い。 現状でも総合計画を作る過程で市民が参画してきている(総合計画審議会もある)。あえて市民と一緒にといった表現を入れる必要はない。 総合計画策定の市民参加について。明確にするため、「総合計画を策定し」の前に「市民と協働で」という表現を加えた方が良い。	(修正案) 第30条 市は、____市政運営の総合的な指針として総合計画を 市民参画の下で 策定し、計画的な市政運営を行わなければなりません。 :総合計画の理念をこの条例で規定する必要性はないため削除し、表現を簡潔にします。 :総合計画は市の最上位計画であり、策定に当たっては、市民意識調査、委員公募、パブリックコメントなど、これまでも市民参画を求めて策定しています。この条例の趣旨に基づき、市民とともに策定する必要性を明らかにします。
2 市は、総合計画の進行管理を適切に行い、総合計画の内容及び進捗状況に関する情報を市民に分かりやすく公表しなければなりません。		(修正なし)

【規定の必要性と基本的な考え方】の修正点

- 総合計画は、燕市のすべての計画の基本となる計画で、市の事業は、すべて総合計画に基づいて行われます。
市は、まちづくりの基本理念を実現するため、総合的かつ計画的な政策を実施していく必要性を明らかにしています。
総合計画の策定に当たっては、この条例の趣旨を踏まえ、**市民参画を求めて検討を行うとともに、市民の意見が十分に反映されるように努める**必要があります。
- (修正なし)

第31条(財政運営)

提言書検討資料の条文案(たたき台)	第13回会議 各グループの意見	修正案
第31条 市は、効率的かつ効果的な政策を実施するとともに、政策相互の連携を図り、健全な財政運営に努めなければなりません。	「政策相互の連携を図り」という表現について、分かりやすく表現するか、具体的な内容を解説で説明してはどうか。	(修正案) 第31条 市は、 政策相互の連携を図りながら 効率的かつ効果的な政策を実施し、健全な財政運営に努めなければなりません。 :縦割り行政の弊害を解消することはもちろん、総合計画や行政評価制度などと予算編成との連携・連動を図ることで、重点的で適確な政策等の実施に努めることを解説で明らかにします。
2 市は、財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表しなければなりません。	財政に関して市民に分かりやすく公表することは難しい。表現としてはこのままで良い(市には分かりやすさについてのアンケート実施などフィードバックも必要)。	(修正なし)

【規定の必要性と基本的な考え方】の修正点

- 市は、自主自立のまちづくりを進めていくとともに、この条例の目的の実現に向けて最大限に機能を発揮していくため、**縦割り行政の弊害を解消することはもちろん、総合計画や行政評価制度などと予算編成との連携・連動を図るとともに、重点的で適確な政策の実施に努めるなど、継続的に行政の効率性を高める努力を行いながら、健全な財政を保っていかねばなりません。**
- (修正なし)

第32条(行財政改革の推進)

提言書検討資料の条文案(たたき台)	第13回会議 各グループの意見	修正案
第32条 市は、自立的な行財政制度の確立と市民が必要とする行政サービスの向上を図るため、前例にとらわれない柔軟な姿勢と新たな発想で行財政改革に取り組むものとします。	「前例にとらわれない柔軟な姿勢と新たな発想」という表現は、分かりやすく柔らかい表現で賛成である。 表現を簡潔にした方が良い。「自立的な行財政制度の確立と」という表現と「前例にとらわれない柔軟な姿勢と新たな発想で」という表現を削除した方が良い。	(修正案) 第32条 市は、 自立した行財政運営 と市民が必要とする行政サービスの向上を 目指すため 、前例にとらわれない柔軟な姿勢と新たな発想で行財政改革に取り組むものとします。 :「自立的な行財政制度」とは、どのような制度を指すのか明確ではないことから、表現を削除します。ただし、行財政改革は市民サービスの向上を目指すだけの取り組みではないことから、現在策定されている「燕市行政改革大綱」から「自立した自治体経営を目指して」という表現を分かりやすく修正して引用します。

【規定の必要性と基本的な考え方】の修正点

(修正なし)

第33条（行政評価）

提言書検討資料の条文案(たたき台)	第13回会議 各グループの意見	修正案
第33条 市は、市政運営を効率的かつ効果的に行うため、行政評価を実施し、評価結果を政策等に速やかに反映させるよう努めるとともに、行政評価に関する情報を市民に分かりやすく公表しなければなりません。	表現が回りくどい。表現を簡略化してはどうか。「行政評価に関する情報を」という表現を削除した方が良い。 第30条と第31条の体裁に合わせて、1項と2項に分けてはどうか。「努めるとともに、」という部分までを1項とし、以降の部分第2項とする。 行政評価について。外部の評価も必要である。 行政評価の方法について。行政評価に市民も入った方が良い。また、誰が行うのかなどを解説の部分で説明した方が良い。	(修正案) 第33条 市は、市政運営を効率的かつ効果的に行うため、行政評価を 市民参画の下で実施し、評価結果を政策等に速やかに反映させるよう努めなければなりません。 2 市は、行政評価に関する情報を市民に分かりやすく公表しなければなりません。 ：表現を簡潔にするため、第30条と第31条の体裁に合わせて修正します。 ：この条例の趣旨に基づき、市の政策過程の評価の段階にも市民が加わる必要性を明らかにします。

【規定の必要性と基本的な考え方】の修正点

- 行政評価は、行政が行っている仕事について、点検と評価を行い、必要に応じて事業の取り組み方法などを見直し、次の仕事に活かしていく仕組みです。
さらに、効率的で効果的な行政運営を行い、市政の透明性を高め、市民への説明責任を果たしていく必要性を明らかにしています。また、**行政評価の実施に当たっては、この条例の趣旨を踏まえ、市民参画に努める必要があります。**
- 情報共有の観点から、行政評価に関する情報を市民に分かりやすい方法で公表することが必要です。**

第34条（政策法務）

提言書検討資料の条文案(たたき台)	第13回会議 各グループの意見	修正案
第34条 市は、地域の特性を尊重した自主的かつ自立的な市政運営を行うため、法令の自主的な解釈及び運用を行うとともに、積極的に条例、規則等の制定権限を活用することにより、新たなまちづくりの提案に努めなければなりません。	「自主的」「自立的」という表現を削除した方が良い。 幅広い解釈となり過ぎるのではないかと。「地域の特性を尊重した自主的かつ自立的な市政運営を行うため、法令の自主的な解釈及び運用を行うとともに、」という表現を削除した方が良い。 少し表現が硬く、分かりづらい。市民に分かりやすく解説で説明するか、表現を分かりやすく変更した方が良い。 条例は改正により変わるため、新たな条例、規則についても市民に分かりやすく公開していくことが必要。本条を情報共有の部分にリンクさせる必要があるのではないかと。	(修正案) 第34条 市は、地域の特性を尊重した____市政運営を行うため、____積極的に条例、規則等の制定権限を活用することにより、新たなまちづくりの提案に努めなければなりません。 ：修正意見のとおり修正します。 ：条例や規則等についても、この条例の趣旨を踏まえ、情報共有や市民参画が十分に図られるよう配慮する必要性を解説に追加します。

【規定の必要性と基本的な考え方】の修正点

- 地方分権の推進により、地方自治体の役割が重要性を増す中で、社会の変化に対応していくためには、従来の踏襲型の発想の仕方そのものを転換し、市民の視点に立ち課題を発見し、燕市の地域特性を生かした、独自の政策を立案していくことが求められます。市は、法令の自主解釈権や条例制定権を十分に活用しながら、条例の制定、法令の解釈に努めていくことが必要性を明らかにしています。
市は、条例等の立案の過程においても、この条例の趣旨を踏まえて、情報共有や市民参画が十分に図られるよう配慮することが必要です。

第35条（国及び他の地方公共団体等との連携）

提言書検討資料の条文案(たたき台)	第13回会議 各グループの意見	修正案
第35条 市は、国及び県と対等な立場で互いに連携し、協力して行政課題の解決に取り組むよう努めるものとします。	相手があつての規定であるため、「努めるものとします」という表現をより弱い表現に変更した方が良い。 第1項と第2項を妙高市の規定のように一つにまとめてはどうかという意見と第1項は地方分権あるいは地域主権を強調している部分であるため、分けて規定しておいた方が良いという意見があった。 上越市の規定を参考にして、「対等な立場で」の前に「適切な役割分担のもとで」という表現を加えた方が良い。	(修正案) 第35条 市は、国及び県と 適切な役割分担の下、対等な立場で相互に連携し、協力してまちづくりを進めるよう努めるものとします。 ：修正意見のとおり「適切な役割分担」について規定します。また、第1項では国及び県との関係を、第2項では他の自治体との連携を別々に規定していますが、規定の区分けが明確になるよう表現を修正します。
2 市は、他の地方公共団体及び関係機関と共通する行政課題の解決について、自主性を保ちながら互いに連携し、協力して取り組むよう努めるものとします。	表現を簡潔にした方が良い。「自主性を保ちながら」という表現を削除した方が良い。	(修正案) 2 市は、他の地方公共団体及び関係機関と共通する 課題又は広域的な課題 について、 相互に 連携し、協力して、その解決に取り組むよう努めるものとします。 ：修正意見のとおり修正します。また、修正に伴い、第1項と規定の区分けが明確になるよう、単に共通する課題だけでなく、広域的な課題の解決についても連携・協力する必要性を追加しています。
3 市は、国際社会に果たすべき役割を認識して広く国際社会との交流及び連携に努めるものとします。		(修正案) 3 市は、国際社会に果たすべき役割を認識し、 まちづくりにおいて国際的な交流及び連携に努めるものとします。

【規定の必要性と基本的な考え方】の修正点

- 国や県の機関についても、燕市のまちづくりに大きく関係している部分があります。地方分権の**進展**により、国や県とは「対等・協力」の関係となったことを踏まえ、多様化する政策課題を解決するため、**適切な役割分担の下で、**国や県と連携し、協力していく必要性を明らかにしています。
- ・ 3 （修正なし）

第7章 条例の尊重及び見直し

第36条(条例の尊重)

提言書検討資料の条文案(たたき台)	第13回会議 各グループの意見	修正案
第36条 市民、市議会及び市は、まちづくりを推進するに当たり、この条例に定める事項を尊重しなければなりません。		(修正なし)

【規定の必要性と基本的な考え方】の修正点

- ・ (修正なし)

第37条(条例の見直し)

提言書検討資料の条文案(たたき台)	第13回会議 各グループの意見	修正案
第37条 市長は、この条例の施行後、4年を超えない期間ごとに、条例の内容等を検討し、必要に応じて見直しを行い、将来にわたりこの条例を発展させるものとします。	市長、議員の任期に合わせた条例の見直し期間で問題ない。 今は時代の流れが速いため、もう少し短くても良いのではないか。「4年を超えない期間ごと」とあり、必要に応じて短い期間で見直しを行うことができる。市長や議員の任期等を考え、そのままが良い。 条例の見直しの期間について。市議会議員や市長の任期の4年を最長のスパンとして設定することは妥当である。	(修正なし)
2 市長は、この条例の見直しに当たっては、市民の意見を反映するため、必要な措置を講じなければなりません。	必ず市民の意見を聴くという方法を具体化しておいた方が良い。「必要な措置」の前に「市民検討委員会等を設置し」といった具体的な仕組みを規定した方が良い。 必要な措置とは何か、内容を明確にした方が良い。 「必要な措置を講じなければなりません」という部分で、必要な措置の解釈について。市民による検討委員会などといった説明を解説に加えた方が良い。	(修正案) 2 市長は、この条例の見直しに当たっては、 市民参画を求めて検討を行うとともに、市民の意見を適切に反映させなければなりません。 ：見直しに伴う具体的な検討の手法は、市長の判断に委ねられることとなりますが、この条例の趣旨やこれまでの策定経過を踏まえ、市民参画が十分に図られるよう配慮する必要性を追加しています。

【規定の必要性と基本的な考え方】の修正点

- この条例は、制定することが目的ではありません。共に創り上げたこの条例を活用し、さらにこの条例を守り育てていくことで、燕市をより魅力あるまちにするための道筋が見えてくるのではないかと考えます。また、時代や社会経済情勢の変化などにより、条例の運用に当たって問題が生じることもあります。こうしたことから、条例の実効性を確保するため市民と共に定期的な見直しを行い、必要に応じて改正する「市民が見守り、育てていく進化する条例」を目指します。
- この条例を見直しする際は、**第21条に規定する市民参画を求めて検討することを義務付けています。**
市民参画の方法については、パブリックコメントのほか、審議会等の委員公募による検討など、見直しの時点で最も適切であると市長が認める方法により実施していくことで、市民の意見を見直しに反映させる必要があります。